令和６年５月７日

なとりマイホーム応援事業補助金のご案内

目　的

名取市外からの移住を促進し、名取市で永く生活を送っていただくため、市が指定する特定エリアに令和５年以降、新たに住宅を購入した方に補助金を交付します。

補助金額

２５万円（新婚世帯、子育て世帯）
１５万円（それ以外）

補助対象者

（①～⑤のいずれにも該当する世帯の世帯主）

〇新婚世帯：婚姻日※1において夫婦共に３９歳以下で、前年の合計所得金額※2の総額が５００万円未満の世帯

※1）婚姻日：婚姻届を受理された日が令和５年３月１日以降の方

※2）合計所得金額：給与所得・公的年金等に係る雑所得・事業所得などの所得金額を合計した金額

〇子育て世帯：申請日時点において１８歳以下の子どもを扶養している世帯

①令和５年４月１日以降に特定エリアに住宅を購入した世帯
②住宅を登記した日から１年以内に転入又は転居した世帯
③住民票を異動した日から６年以上購入した住宅に定住する意思がある世帯
④市税を滞納していない世帯
⑤すべての世帯員が暴力団員ではない世帯

特定エリア※

〇全域が対象となる地区

名取が丘地区、閖上地区、館腰地区、高舘地区、ゆりが丘地区、那智が丘地区、みどり台地区、相互台地区

〇一部対象外の区域がある地区

増田地区：増田１丁目から９丁目、杜せきのした１丁目から５丁目までを除く区域
増田西地区：大手町１丁目から６丁目までを除く区域
下増田地区：美田園１丁目から８丁目までを除く区域
愛島地区：愛の杜１丁目から２丁目、愛島郷１丁目から２丁目、愛島台３丁目を除く区域

※特定エリアは今後変更になる場合がありますので、ＨＰにて最新情報をご確認ください

申請に必要な書類

（新婚世帯・子育て世帯いずれも必要な書類）

・交付申請書
・誓約書
・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
・本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど）
・当該住宅の位置図および平面図
・工事請負契約書等
・世帯員全員分の住民票
・世帯員全員分の納税証明書
・登記簿謄本
・外観から当該住宅の全体像が分かる写真（１枚以上）
・移住者アンケート

（新婚世帯のみ必要な書類）

・夫婦２人の所得証明書
・戸籍の全部事項証明書
・結婚新生活支援事業に関するアンケート

主な注意事項

〇下記の場合、補助金の取り消し、返還が生じる可能性があります。
①５年以内に住宅を譲渡又は貸与した場合
②５年以内に住宅が滅失した場合
③５年以内に転居又は転出した場合

〇リフォーム、建て替えは補助対象外です。

〇補助対象区内での転居も対象です（例：増田西地区からみどり台地区への転居）※ただし、既に補助対象住宅の住所地に住所を有している場合には、住宅を購入した日から起算して１年以内に申請する必要があります。

他注意事項、制度の詳しい内容やＱ＆Ａなどについては、市のＨＰをご覧ください。

新婚世帯、子育て世帯の方はこちら
↓
（新婚世帯等マイホーム応援事業補助金）

それ以外の方はこちら
↓
（マイホーム応援事業補助金）

≪問い合わせ先・申請先≫

〒９８１－１２９２　名取市増田字柳田８０
企画部なとりの魅力創生課（名取市役所３階）
電　話　０２２－７２４－７１８２　／　ＦＡＸ　０２２－３８４－９０３０